

広島県訓令第十号

本 庁  
地 方 機 関

野呂川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

野呂川ダム操作規則の一部を改正する訓令

野呂川ダム操作規則（昭和五十一年広島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章 洪水調節等（第十二条―第十六条）</p> <p>第五章 貯留された流水の放流（第十七条―第二十一条）</p> <p>第六章 ゲート等の操作（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第七章 点検、整備等（第二十五条―第二十六条）</p> <p>第八章 記録等（第二十七条―第二十九条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（サーチャージ水位）</p> <p>第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百三十四・四〇メートルとし、第十四条の規定により洪水調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>（洪水警戒体制）</p> <p>第十二条 西部建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（洪水警戒体制時における措置）</p> <p>第十三条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに、次に定める措置を執らなければならない。</p> <p>一―四（略）</p> <p>（洪水調節等）</p> <p>第十四条 所長は、水位が常時満水位を<u>超える</u>場合は、ゲートを〇・六七メートルの一定開度に保ち自然放流により洪水及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。た</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章 洪水調節等（第十二条―第十五条）</p> <p>第五章 貯留された流水の放流（第十六条―第二十条）</p> <p>第六章 ゲート等の操作（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第七章 点検、整備等（第二十四条―第二十五条）</p> <p>第八章 記録等（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（洪水時満水位）</p> <p>第八条 貯水池の洪水時満水位は、標高百三十四・四〇メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>（洪水警戒体制）</p> <p>第十二条 西部建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（洪水警戒体制時における措置）</p> <p>第十三条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに、次に定める措置を採らなければならない。</p> <p>一―四（略）</p> <p>（洪水調節等）</p> <p>第十四条 所長は、水位が常時満水位を<u>越える</u>場合は、ゲートを〇・四二メートルの一定開度に保ち<u>越流部からの自然越流</u>により洪水及び洪水に達しない流水の調節を行わなければ</p>

だし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

ならない。

(洪水調整等の後における水位の低下)

第十五条 所長は、前条の規定により洪水及び洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、前条の開度に保ち自然放流により、水位を常時満水位まで低下させなければならない。

2 所長は、前項の水位低下を行っている場合において、気象、水象その他の状況により更に放流する必要があるときは、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流することができる。

第十六条 (略)

第十五条 (略)

合 (貯留された流水を放流することができる場合)

第十七条 ダムによつて貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

合 (貯留された流水を放流することができる場合)

第十六条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- 一 第二十五条の規定によりゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の点検又は整備を行うために特に必要があるとき。
- 二 (略)

- 一 水位が洪水時満水位を越えるとき。
- 二 水位が常時満水位を越えるとき。
- 三 第十九条の規定により不特定かんがい用水の補給を行うとき。
- 四 第二十四条の規定によりゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の点検又は整備を行うために特に必要があるとき。
- 五 (略)

第十八条 (略)

第十七条 (略)

(放流量)

(放流量)

第十九条 所長は、ダムから放流を行う場合の放流量について、この操作規則に特別の定めがある場合にあつては当該定め規定する量を、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えないようにしなければならない。

第十八条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量が次に掲げる量を超えないようにしなければならない。

- 一 第十六条第一号の場合においては、流入量に相当する量
- 二 第十六条第二号の場合においては、第十四条の規定による放流量
- 三 第十六条第三号の場合においては、次条の規定による放流量
- 四 第十六条第四号又は第五号の場合においては、毎秒二十立方メートル

第二十条 (略)

第十九条 (略)

(放流に関する通知等)

(放流に関する通知等)

第二十一条 所長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著

第二十二条 所長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著し

しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第二十二條 ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に○・六七メートルの一定開度にしておくものとする。

一 第十四条ただし書の規定により操作を行うとき。

二 第十七条第二号に該当する場合において放流を行うとき。

三 第二十五条の規定によりゲートの点検又は整備を行うために必要があるとき。

(放流管バルブ及び放流管予備バルブの操作)

第二十三條 (略)

一 第十四条、第十五条、第十七条第二号又は第二十條に該当する場合においてダムから放流を行うために必要があるとき。

二 第二十五条の規定によりゲートの点検又は整備を行うために必要があるとき。

2 (略)

一 第二十五条の規定によりゲートの点検又は整備を行うために必要があるとき。

二 (略)

第二十四條 (略)

(計測、点検及び整備)

第二十五條 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 知事は、前項の計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

(観測)

第二十六條 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

い変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第二十一條 ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に○・四二メートルの一定開度にしておくものとする。

一 第十六条第一号に該当する場合において放流を行うとき。

二 第二十四条の規定によりゲートの点検又は整備を行うために必要があるとき。

(放流管バルブ及び放流管予備バルブの操作)

第二十二條 (略)

一 第十六条第一号、第二号又は第三号に該当する場合においてダムから放流を行うために必要があるとき。

二 第二十四条の規定によりゲートの点検又は整備を行うために必要があるとき。

2 (略)

一 第二十四条の規定によりゲートの点検又は整備を行うために必要があるとき。

二 (略)

第二十三條 (略)

(点検及び整備)

第二十四條 所長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、これらの点検及び整備を行わなければならない。

- 一 ダム本体
- 二 ゲート等
- 三 ゲート等を操作するために必要な機械及び器具
- 四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備
- 五 監視のために必要な船舶
- 六 警報のために必要な車両
- 七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材

2 所長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時、これらの試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第二十五條 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について、調査又は測定を行わなければならない。

21 知事は、前項の気象及び水象の観測を行うため、別に基準を定めなければならない。

(記録)

第二十七条 所長は、第十四条若しくは第十五条の規定により操作を行ったとき、ゲート等を操作し、第二十五条第一項の規定による計測、点検及び整備を行ったとき又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、第三十条に規定する細則に定める事項を記録しておかなければならない。

(ゲート等の操作記録)

第二十六条 所長は、第十四条の規定により洪水調節を行ったとき及び第十六条各号のいずれかに該当する場合において放流を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- 一 気象及び推奨状況
- 二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動
- 三 ダム及びダムに関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 その他特記すべき事項

(調査結果等の記録)

第二十七条 所長は、第二十四条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第二十五条の規定により調査及び測定した結果を記録しておかなければならない。

別表 (第二十五条関係)

調査又は測定する事項及び項目

事項	項目
気象	天候 気圧 気温 湿度 風向・風速 降水量
水象	水位 流入量 放流量 水温 堆砂
ダム	揚圧力 漏水量
効果	洪水調節 不特定かんがい

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。